

ご近所ってどんな人？

～共助の重要性について～

災害時は、自分の命は自分で守る「自助」だけでなく、自分たちの地域は自分たちで守る「共助」も重要なとなります。共助を行うためには、普段からご近所で顔の見える関係作りをし、その人が避難に配慮や支援が必要なのかなどを把握しておく必要があります。

いつ起こるか分からない災害に備え、日頃からお互いにあいさつを交わすなど、地域で顔の見える関係作りを心がけましょう。

突然ですが、皆さんのご近所はどのような人でしょうか。一人暮らしでご高齢の人でしょうか。夫婦子供の世帯でしょうか。

昨今、ご近所付き合いが希薄になり、中には顔すら知らない人もいるかと思います。

平時における共助の取り組み

- 自主防災組織に参加し、防災訓練や防災研修に参加するなど、地域のみんなで防災に取り組む。
- 避難に配慮・支援が必要な人の所在を把握する。
- 避難に配慮・支援が必要な人一人ひとりについて、誰をどこへ避難させるのかなど、避難支援体制づくりに協力する。



災害時における共助の取り組み

- 被災者の救助、応急救護、搬送
- 地域住民の避難誘導
- 避難所の運営



● ● ● 9月の各種相談日・申請期限・窓口業務

区分	日時	場所	区分	日時	場所
児童巡回相談	18日（木）午後1:00～5:15	市総合福祉センター (要予約☎ 62-1199)	結婚相談所	毎週日曜日 午前10:00～正午	市総合福祉センター ☎ 63-3800
児童家庭相談室	毎週月～金曜日 (祝日除く)	こども家庭センター (子育て保健課子ども家庭担当) ☎ 62-1199	学校カウンセラー 教育相談	毎週月～金曜日 (祝日除く) 午前9:00～午後4:00	もみじホール相談室 ☎ 63-5700 ㈹ 0120-28-7830
母子父子家庭相談	午前8:30～午後5:00		消費生活相談	毎週木曜日 (祝日除く) 午前9:00～午後4:00	生活環境課 生活環境担当 ☎ 62-3114
ふれあい福祉相談	毎週木曜日 午前10:00～午後3:00	市総合福祉センター	農地売買・ 賃借申請書提出	9月の申請書提出期限 10日（水）	農業委員会（産業振興課内） ☎ 62-3119
人権相談	10日（水）、26日（金） 午前10:00～正午		市税収納・納税相談	28日（日） 午前9:00～正午	税務課カウンター ☎ 62-3113
行政相談	16日（火） 午前10:00～正午	市役所 2階会議室D	市民課日曜窓口	28日（日） 午前9:00～正午	市民課カウンター ☎ 62-3112